

# 仲間を守るための 9年余の闘い

資料室報No.104

2012 ・ 3 ・ 20

## 棄却に抗して

最高裁が不当に上告棄却を決定してからもう1ヶ月以上が経過した。

この棄却に腹の底から湧き上がる怒りと同時に、私にとって浦和の闘いとは？と改めて自問すれば、それは「仲間を守るための9年余の闘い」であり同時に労働組合の団結を守る闘いであったと言えよう。

一方上告棄却に小躍りしたのは弾圧を下した権力者だけではなかった。

JR連合などは「浦和電車区事件全面勝利報告集会」なるものを開催しているのだが、彼等は一体何をもって「勝利」というのであろうか。

たとえば坪井JR連合会長は「浦和事件について吉田光晴氏（事件の張本人）の奮闘を讃えて、更なる民主化闘争の完遂を」などと述べ、貨産労山崎委員長に至っては「…貨物において徹底的に革マルの駆逐に向けて頑張る」などと述べているのだ。（「 」内引用は貨産労新聞第448号）

彼等が「全面勝利だ！」とか「奮闘した！」あるいは「革マル駆逐！」などと言うのはまったく勝手である。

けれども「JR総連の組合暴力による被害者救済運動が全面勝利したことを高らかに宣言した」（同新聞）などにはまっ

たくの噴飯物<sup>ふんぱんもの</sup>でしかない。

私たちの弾圧を許さない闘いには、一点の曇りもなかった。

浦和事件とは、真<sup>ま</sup>つと<sup>と</sup>うな組合組織とその運動を破壊するために仕組まれた弾圧なのであるからだ！

だから私たちは浦和の弾圧を冤罪<sup>えんざい</sup>（註一1）としてとらえ、デッチ上げを許さないために力一杯の闘いを9年間も貫徹してきたのであった。

JR総連・東労組組合員の団結を壊<sup>こわ</sup>すために仕組まれたのが浦和事件の本質だからである。

## 9年間の闘い

自らの組合を守り、組織破壊を許さないための9年間の闘いを、簡単な時系列で示して見ると以下の通りである。

02/11/1 7名不当逮捕（前日に嶋田一味が本部役員を辞任）

07/7/17 全員有罪判決（懲役1～2年、執行猶予）

07/8/30 6名に対して懲戒解雇

07/9/14 東労組、地位保全の仮処分申請

07/12/25 仮処分一部勝利、2名についての社宅使用や賃金60%支払い等

07/12/27 会社異議申し立て

08/11/25 仮処分取り消し  
09/9 高裁第二審不当判決  
12/2/6 最高裁、上告棄却

## 議員会館での抗議集会

私たちは最高裁の棄却に、直ちに抗議の闘いを開始したことは言うまでもない。

2月13日、参議院議員会館において「冤罪 J R 浦和電車区事件報告会」を開催したのである。

この集会には多くの国会議員（代理を含め30人）や有識者、マスコミ、組合員が参加して開かれた。

そこでは、組合破壊を目的とした大弾圧に対して、組織破壊を許さず逆に反撃の闘いの輪を大きく広げて、自らの組合の強化を勝ち取っていることを確認するなど、9年余にわたる闘いの成果とその意義を堂々と参加者全体で確認したのであった。

## 闘いの拡大

実際に9年間の闘いを数値として具体的にみる事が出来る。

すなわち

公正な裁判を求める署名	693,446 筆
ILO勧告履行を求める署名	391,076 筆
支援する会賛同者	102,000 人
裁判傍聴券行動参加者	約 110,000 人
最高裁への要請はがき行動	約 80,000 通
最高裁への要請行動	223 回
弁護団	77 名

その他、全国各地でのキャラバン行動やビラ配布行動など・・・

もちろんわが貨物労組も署名や諸行動をしっかりと担ったことは言うまでもない

私たちはこうした取り組みを全力を挙げて貫徹すると共に、その過程で弾圧の不当性を訴える行動を粘り強く積み上げて来たのであった。

## この言辞を忘れない

浦和事件について、冤罪としてとらえたのは外でもない警察自身の言辞からである。

すなわち取り調べの公安刑事などが

「J R 総連や J R 東労組の平和運動などは生意気だ」

「内側から壊せないから、外から壊す」

「組織を半分にしてやる」

など、そのあるまじき言動をもって「逮捕者」に対して恫喝を加えているのである。

（この言辞は本音でもあろうが）

しかし彼らは平然と「壊す」とか「半分にしてやる」などと口走っていることを見れば、いやでも浦和事件の本質が見えてくるであろう。

この点について佐藤優氏などは2・13議員会館での集会で「これは勝利集会だ。議員会館でこうした集会を行うことが勝利だ」と前置しつつ、より核心的には「警察の目的は J R 総連・東労組を叩き潰し社会から孤立させる、そのために犯罪集団としてレッテルをはることだ。その目的が達成出来なかったのだ」と言い切っている。

すなわち彼等の目的は「私たちを叩き潰し、社会的に孤立させる」ことであり、その手段として強要罪(註一2)を持ち出して弾圧を加えたという事である。

労働組合が自らの団結を守るための行動

については憲法で保障されているにもかかわらず、労働者の固有の権利とされる団結権（註一3）について、今日まで労働運動に対して適用される事がなかった「強要罪」をもってなりふり構わずに弾圧を加えたのが浦和事件なのである。

だから警察が言う「組織を半分にしてやる！」とか「平和運動など生意気だ！」などの言い方は、この間のJR連合などの主張と全く同じである。これは決して偶然ではあるまい。

## より労働組合らしく

私たちの9年余の闘いは、浦和事件が冤罪であることを明らかにする闘いでもあった。

事件は労働組合の弾圧を目的として行われその手段として「強要罪」をこじつけて、不当極まりない弾圧が行われたのである。

しかもJR東日本会社は、私たちが控訴しているにもかかわらず、第一審判決後、直ちに懲戒免職を行っているが、まさに許しがたい行為であり、しかも自らの意志で退職した吉田光晴氏について、復職させている事実からも会社の意図は明確である。

浦和事件について「戦後<sup>ぼうりやく</sup>三大謀略事件に<sup>ひつてき</sup>匹敵する事件だ！」（註一4）と述べたのが著名な弁護士であった後藤昌次郎氏（註一5）である。

常に支配者は施策を進めるために、闘う労働組合を潰そうとする意味で同じだということである。

私たちの9年余の闘いは、労働組合の破壊を目的とした大弾圧に抗して、組合組織の破壊を断じて許すことなく、逆に冤罪に

対する闘いの輪を拡大形成していったこと。これを確認して、更に前に進まなくてはならない。

## 註

### 註一1 冤罪

無実の罪をきせる事、ぬれぎぬ

### 註一2 強要罪

相手などの生命・身体、自由・名誉・財産に対して害を加える旨告知して脅迫し、または暴行によって他人に義務の無いことを行わせ、もしくは他人の権利行使を妨害する罪を言う。

### 註一3 団結権

労働者が地位の向上を図り、労働条件について使用者またはその団体と対等の立場で交渉するため、労働組合を組織する権利。憲法28条は「勤労者の団結権」として「勤労者の団結する権利及び団体交渉、その他の団体行動をする権利はこれを保障する」と明記されている。

### 註一4 三大謀略事件

1949年7・5下山事件（国鉄総裁が轢死）7・15三鷹事件（電車が暴走）8・17松川事件（列車転覆）の三つの事件を言う。49年の国鉄定員法による大量首切り実施直後に発生し、政府や警察は反対する労働者、共産党のしわざであるとして弾圧した事件を言う。

### 註一5 後藤昌次郎

1924年岩手県生まれの弁護士。主な弁護活動は、松川事件、八海事件、青梅事件などで活躍。1992年には東京弁護士会で人権賞を受賞。冤罪（岩波新書）など著書多数。浦和事件の弁護団長を務めた。2012年亡くなる。